

財団法人ふくしま市町村建設支援機構 被服貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、職員（財団法人ふくしま市町村建設支援機構組織規程第7条に定める者を含む。）に対する職務の遂行上必要な被服の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(被服の貸与)

第2条 被服の貸与を受けることのできる職員の範囲並びに貸与する品目、員数及び貸与期間は別表第1のとおりとする。

2 貸与期間は、貸与した月から起算するものであること。

3 貸与期間満了前に返納された被服を再度貸与する場合の貸与期間は既に貸与した期間を控除した貸与の期間とするものであること。

(貸与被服の取扱)

第3条 被服の貸与を受けた職員は貸与の目的に従って着用するものとし、常に善良な管理をもって、取り扱わなければならない。

2 貸与期間中貸与品を使用するために要する経費の負担は、被貸与者の負担とする。

(貸与被服の亡失等の措置)

第4条 被貸与者は貸与期間中に貸与された被服を亡失し、又は、き損したときは、理事長に届け出なければならない。

(貸与被服の返納)

第5条 被貸与者は、退職転勤等により被服の貸与を必要としない事由が生じたときは、貸与期間満了前の当該貸与品を速やかに返納しなければならない。

(被服貸与簿)

第6条 取扱責任者は、職員は被服貸与簿（第1号様式）を備え付け、常に貸与の状況を明らかにしておかななければならない。

(被服の無償譲渡)

第7条 理事長は、被服の貸与期間が満了したときは、被貸与者に無償で譲渡することができる。

(共用被服)

第 8 条 別表第 2 に掲げる職員にあっては、同表の定めるところにより共用被服を備え、必要の都度、当該職員にこれを着用させるものとする。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、第 2 条の被服の貸与期間の計算その他被服の支給に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和53年 4 月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年10月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日議決)

この規程は、平成20年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成20年 9 月30日議決)

この規程は、平成20年10月 1 日から施行する。

附 則 (平成21年 3 月23日議決)

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

| 職員区分 | 被服の種類 | 員数 | 貸与期間 |
|---------|------------|----|------|
| 事務局職員 | 作業服 (夏) | 1 | 3年 |
| | 作業服 (冬) | 1 | 3年 |
| 業務部職員 | ゴム長靴 | 1 | 3年 |
| 試験審査所職員 | 防寒着 | 1 | 3年 |

別表第 2

| 職員区分 | 共用被服の種類 | 貸与期間 | 型式等 |
|------------------|----------------|------|----------------|
| 業務部職員 試験審査所職員 | ヘルメット (耐電型) | 2年 | ポリカーボネイト樹脂 |
| | ヘルメット | 3年 | ポリエステル樹脂とガラス繊維 |

第 1 号様式

被服貸与簿

| 所 属 | | 職 | | | | 氏 名 | | |
|---------------|-----|----------|------------|----------|------------|----------|------------|----|
| | | | | | | | | |
| 取扱責任 者 認 印 | 品 名 | 貸与 期間 | 支 給 年月日 | 受領 者印 | 返 還 年月日 | 返還 者印 | 取扱者 受領印 | 摘要 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

備考 本簿は、被服受給者ごとに口座を設けて整理し、累計継続使用すること。